

**東日本大震災からの復興、
災害に強い国づくりに向けた
提 言**

平成25年12月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 佐藤 雄平

新潟県知事 泉田 裕彦

東日本大震災からの復興、 災害に強い国づくりに向けた提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から既に 2 年 8 か月が経過しましたが、被災地では、今なお約 28 万人もの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるとともに、大津波によって壊滅した市街地・集落の再建や事業活動の復興についても、高台移転や二重債務問題など困難な課題が山積しており、進捗状況に遅れが見られるなど、依然として、厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、これまで、政府・与党に対して、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行って参りました。

被災地においては、住民生活の安全・安心を一日も早く取り戻すために、早期復興に向け懸命に取り組んでいますが、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しており、更に東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害によって生じた放射性物質による環境汚染や健康不安、農林水産物や観光等に対する風評被害、県境を越えた広域避難の長期化など様々な影響が東日本のみならず全国に及んでいるところです。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進をはじめ、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めるとともに、この度の震災を踏まえた防災体制の強化、災害に備えた広域的高速交通ネットワークや公共インフラの整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

目 次

1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立	1
2. 被災者の生活再建に向けた支援	6
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の 再建・経営支援及び雇用の確保	9
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興	14
5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	17
6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、 地域の再生	21
7. 大震災を踏まえた防災体制の強化	24
8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と 公共インフラの整備	29
9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現	30
10. 再生可能エネルギーの導入促進	32

1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかななくてはなりません。

ついては、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 平成 26 年度以降における財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられているところであるが、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が必要であることから、現在の財政支援を可能な限り拡充の上、平成 26 年度以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講ずること。

① 被災自治体の財政にとって国の直轄事業への負担金は、過重な負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、平成 26 年度以降も全面的な財政措置を講ずること。

また、各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、更には独立行政法人中小企業基盤整備機構により整備された仮設施設の解体撤去費用なども、過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること。

② 平成 23 年度に創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。平成 24 年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、津波被災地域における住民の定着促進を図るための震災復興特別交付税が増額されたところであるが、住民の定着には、住宅の再建とともに、「なりわい」の再生が

不可欠であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと。

- ③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④ 東日本大震災に関連する復旧・復興事業は、当該年度内に終了しない場合、翌年度に予算を明許繰越とし、事業執行を行っているところであるが、マンパワー不足のほか、用地取得の難航や資材不足等の課題の発生により、明許繰越年度内での完了が困難と見込まれることから、被災地における事故繰越手続について、簡素化の措置を継続すること。

また、現行の繰越制度では、明許繰越年度内に支出負担行為ができない場合には、不用額とせざるを得ないことから、事故繰越を定める財政法第42条の「年度内支出負担行為」等の要件を緩和するとともに、1回限りとされている事故繰越の複数回承認について、特別の措置を講ずること。

更に、事故繰越の複数回承認等が認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続きの更なる簡素化に加え、必要となる予算の再予算化又は基金化等、被災地の復旧・復興の進捗に応じた財政支援措置を講ずること。

(2) 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を講ずるとともに、その柔軟な運用を図ること。

- ① 復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、事業ごとの総交付額を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保すること。
- ② 基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、その趣旨を踏まえ、被災地方公共団体が自主的・主体的に活用できるよう、復興庁による用途内訳書による実質的な事前審査の廃止等、

基幹事業全体の 35 %まで、被災地方公共団体の判断により地域の復興のために必要な事業に充当できるようにすること。

- ③ 復興交付金は基幹事業として5省 40 事業を交付対象としているが、被災地方公共団体が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、交付対象を拡大すること。

また、対象となっている事業については、それぞれの地方公共団体が地域の実情を踏まえて必要額を要望しているものであることに鑑み、復興交付金事業計画に計上した額を確実に交付すること。

- ④ 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」・「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」等により確実な予算措置を図るとともに、これらの地方負担に対する財政措置等について、「復興交付金」と同等の財政支援を講ずること。
- ⑤ 交付金事業計画の申請手続については、第2回目の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところであるが、一層の事務負担の軽減措置を講ずること。

（3）災害廃棄物の利用及び処理の促進

震災で大量に発生した災害廃棄物は、まず復興資材としての利用を図るとともに、利用が困難な廃棄物については、適切に処理するための十分な財政措置などを講ずること。

- ① 災害廃棄物を復興資材として積極的に利用できるよう、復興資材化したもののストックヤードや運搬に対しても十分な財政措置を講ずること。
- ② 復興資材として利用できない災害廃棄物や農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生し、今後も除染によって廃棄物の大量発生が見込まれることから、最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化すること。

（4）東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

- ① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

- ・ 税制上の特例措置が適用される特区について、申請者が立案したコンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。
 - ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
 - ・ 今後提案を予定している新たな特例措置の追加・充実などについても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。
- ② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

(5) 復旧・復興に要する人的支援及び復興関連事業の業務委託の推進

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業量を求められており、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援だけでは到底人員不足を補うことができず、現場で実務を担当する職員の更なる確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保について、推進・強化すること。

また、人的支援を実施する地方公共団体に対しては、厳しい財政状況や定員削減の中において、人的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、引き続き特段の配慮を行うこと。

併せて、職員の事務負担を軽減するため、復興関連事業の業務委託について、制度の確立を図ること。

(6) 教職員の確保に対する支援の継続

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置を中・長期にわたり継続すること。

(7) 地域の実態に即した復興まちづくりの推進

- ① 所有者不明等の土地については、国の「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置」により、財産管理制度の円滑な活用など、一定の措置が講じられたところであるが、今後、用地取得の本格化に伴い同時期に多数の事業が集中し、権利取得に多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与するなど、市町村等が適切に管理を行えるなどの特別措置を講ずること。
- ② 復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和などの特例措置を講ずることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること。
また、裁決申請等が同時期に多数見込まれ、裁決までに時間を要することが懸念されることから、土地収用法第 123 条に定める緊急使用の許可期間（6 か月）の更新を可能とすること。
なお、この使用期間に係る損失補償が必要となった場合は、財政支援措置を講ずること。
- ③ 防災集団移転促進事業について、市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地となっているが、これを移転促進区域内の全ての土地が対象となるよう緩和すること。

2. 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災者は、今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

(1) 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業に対して、平成26年度以降も財政支援を継続すること。

(2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを災害救助費の対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと。

また、建設した応急仮設住宅について、今後用途を廃止し他用途へ活用した場合、活用後の解体撤去経費について、国による財政支援を行うこと。

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっているが、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと。

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

特に、用地の取得・造成費及び災害公営住宅の整備と併せて実施する高齢者生活支援施設等の整備費について、平成 26 年度以降も国庫補助を継続すること。

また、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建や修繕が十分に図られるよう、被災者生活再建支援制度について、被災者生活再建支援基金ではなく国の特別の負担により、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲の拡大等に加え、復興基金の更なる拡充を図ること。

(5) 心のケアの推進

東日本大震災の被災者の心のケア対策については、障害者自立支援対策臨時特例基金により岩手県、宮城県、福島県では平成 23 年度に心のケアセンターを設置したが、平成 25 年度からは「被災者の心のケア支援事業補助金」として単年度ごとの補助金に変更となった。

また、岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県については、設置期限が平成 26 年度までとなっている自殺対策緊急強化基金の活用により、避難されている被災者の心のケアを含む健康支援について協力することとされている。

心のケアは長期的な取組が必要であることから、長期にわたる安定した財源の確保を図ること。

(6) 被保険者の負担軽減

- ① 国保・介護保険者及び後期高齢者医療広域連合等が実施する被災被保険者に対する保険料（税）及び一部負担金（利用者負担）の減免措置に対し、平成 24 年 9 月末まで講じられていた特別の財政支援と同様の十分な財政支援を講ずること。
- ② 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講ずること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講ずること。

(7) 広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化することが見込まれることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など避難者の生活支援等に関し継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講ずること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、どこに避難しても等しく行政サービスが受けられるよう被災者の所在地の把握のための財政措置やシステム開発を行うなど抜本的な対策を講ずること。

(8) 被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じました。

ついては、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講ずること。

① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育成、漁協等関係団体の事務所の新設整備、被災海域における放流種苗の確保、流通・加工業者の事業再開を促進するための支援を継続するとともに、漁船や漁業資材の早期確保のため、造船メーカー等製造元に対して早期供給を図るよう働きかけること。

また、漁場のガレキ撤去や将来にわたる確実な処分についても全額国庫負担により継続的に支援すること。漁港や海岸保全施設等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うとともに、本格復旧前に新たに必要となった仮係留施設等についても全額国庫負担により支援の対象とすること。

更に、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

② 農業・農村の復旧・復興支援

災害復旧事業における計画変更等の要件緩和を図り、農地海岸保全施設の復旧に要する経費を全額補助対象とするとともに、農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援及び被災した土地改良区への支援制度を継続すること。

また、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械や資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策等を行うための東日本大震災農業生産対策交付金については、今年度の必要量に応じた補正予算措置を講ずるとともに、平成 26 年度以降も事業要望に合わせた十分な予算を確保し、更には被災地の実情を考慮した採択要件とすること。

③ 海岸防災林の復旧・整備

海岸防災林の復旧・整備については、完成まで長期間を要することから、成林するまでに要する経費も対象とするよう現在の補助事業を拡充し、十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

また、海岸防災林の復旧・整備に向けた人的支援を継続すること。

④ 森林組合の復旧・復興支援

森林組合の機能回復等への支援を継続・強化すること。

⑤ 被災農林水産業者の二重債務問題の解消

被災農林水産業者等が不安なく農林水産業の再生に取り組めるよう、既往債務の借換条件の緩和など二重債務解消のための特別な措置を講ずること。

⑥ 農林水産業の 6 次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から農林水産業の加工・販売、地域資源を活かした産業創出などの 6 次産業化を通じ新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、6 次産業事業体の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

特に被災地に対しては、全国一律の制度とせず、出資比率の優遇など特別な対策を取ること。

(2) 「復興特区」等による産業集積支援

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に

展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講ずること。

① 「復興特区」による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した復興産業集積区域について、区域及び業種の追加に当たっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

また、復興特区における税制上の特例措置の期間の延長及び適用要件の緩和についても、被災地の声を十分に反映し、改善すること。

② 企業立地に対する支援

津波被災地域等の復興を促進するために創設された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の企業立地と雇用創出にとって大きな効果があることから、十分な予算を確保するとともに、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

併せて、新たな工業用地整備及び工場用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること。

(3) 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、地域経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講ずること。

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと。

① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成 26 年度以降も引き続き事業実施を継続することや相当期間の繰越を認めるとともに、小規模・零細企業も採択されやすいよう要件緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと。

② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の商工会等及び事業協同組合等についても、移転先が目処が立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

なお、商工会等施設復旧事業については、避難指示区域等に所在する商工会等が、避難指示区域等の設定が解除され次第、率先して地元に戻り中小企業等の事業再開支援ができるよう、その実施期間及び予算の十分な確保に特段の配慮を行うこと。

③ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①、②において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

④ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成 26 年度以降においても継続するなど被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講ずること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 雇用復興推進事業の要件緩和等

「雇用復興推進事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図ること。

② 新卒者に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規高卒予定者の厳しい就職環境を踏まえ、求人確保・拡大や被災地に考慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

③ 被災者雇用開発助成金の要件緩和

「被災者雇用開発助成金」に係る要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象労働者とする。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

① 震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備など、総合的な支援措置を講ずること。

- ② 被災地などの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースをPRし、当地方への訪日外国人の誘客に取り組むため、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を被災三県（岩手県、宮城県、福島県）のみならず、北海道、青森県、秋田県、山形県及び新潟県の各道県に拡大すること。

4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、震災から2年が経過した現在も一部路線で運休や暫定ダイヤ等による運行（航）が続いているほか、被災や利用者の減少により公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全、安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラをはじめとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

（1）被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線は、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされているところであるが、未だ復旧の方針が決定されていない区間もあることから、東日本旅客鉄道株式会社に対し、関係機関との調整を急ぎ、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講ずること。また、復旧にあたりルート変更などが必要となる場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援すること。

特に、JR常磐線については、避難指示区域内での復旧が今後の最大の課題であり、原子力政策を推進してきた国が責任をもって、財源措置を含めて早期全線復旧を確実に促進すること。

(2) 復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進及び国庫支出金交付率かさ上げ

今回の大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等をはじめとする高規格幹線道路網が「命の道」として重要な役割を果たしたところであり、三陸縦貫自動車道を含む三陸沿岸道路や、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線、みやぎ県北高速幹線道路及び相馬福島道路は復興のリーディングプロジェクトとして加速的に整備することとなったことから、高規格幹線道を含む広域道路網の整備について、引き続き整備を促進するため、事業の予算と財源の確保を図るとともに、補助事業の国庫支出金交付率のかさ上げなど、被災県財政の負担を軽減する措置を講ずること。

(3) 災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

(4) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助期間の延長

東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金は、平成 23 年度予算で措置され平成 25 年度までの繰越が認められているが、被災施設の中には、現地再建が困難であり、移転場所の選定を含めた復旧完了まで相当の時間がかかることや原発事故により避難先での仮設施設の建設を考えている施設もあり、現行制度の枠組みの中で対応することが困難な状況となっていることから、全ての施設の復旧工事が完了するまで災害復旧に係る補助対象期間の延長を図ること。

(5) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域におけるまちづくりとの整合を図る必要があるが、高台移転や土地のかさ上げなど、まちづくりが長期にわたる状況となっていることから、復興計画期間を通じて十分な財源を確保するため、地域医療再生基金の設置期間の延長に関して柔軟な取扱いとすること。

(6) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

津波により被災した公立学校施設の新築移転復旧の妥当性については、法令等に照らして個別に判断することとされているが、津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から移転をし、新築復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、被災地における建築資材や人件費の高騰により、新築復旧に係る国庫補助単価と実工事単価とが乖離していることから、津波により被災した学校施設を含めてその整備費用について、地方の超過負担が生じることのないよう、補助単価の引き上げなど適切な財政支援措置を講ずること。

(7) 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

公立社会教育施設災害復旧補助金は、国の平成 23 年度予算で措置され、平成 25 年度までの繰越が認められているが、津波や原発事故により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転場所の選定作業を含めた復旧完了までに時間がかかることから、平成 26 年度以降も全ての施設の復旧工事が完了するまで国庫支出金の交付を継続すること。

5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、更には製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所においては、事故の完全収束に向け、汚染水全体の処理対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進めること。

また、東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講ずるよう求めるとともに、その取組に対する指導監督を徹底すること。

- (2) 喫緊の課題である汚染水対策については、海域への汚染の拡大防止策や新たな漏えいの防止策、地上タンクからの漏えい原因の究明や再発防止策など、東京電力が実施している緊急的対策について、確認・指導を徹底すること。

これらの緊急的対策と併せて、地下水の建屋への流入防止や汚染水の処理など抜本的対策を含め、汚染水対策の全体像と見通しを具体的に示すとともに、国内外の英知を結集し、スピード感を持って総力を挙げて対策を進めること。

また、対策の具体化に当たっては、各対策の工程を明らかにし、期待どおりの効果が得られない場合のリスクを想定し、重層的に対策を講ずること。

更に、国、道県、東京電力が実施する海域モニタリングの結果について、総合的な確認・評価を行い、その結果を、迅速かつ分かりやすく公表すること。

加えて、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように国として万全の対策を講ずること。

(3) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林の空間線量率、森林土壌・立木の汚染状況について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた森林除染や立木利用の基準を早急に示すこと。

更に、林野火災による放射性物質の再拡散について調査・研究し、必要な対策を実施すること。

加えて、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(4) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるよう、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講ずること。

また、中古車をはじめとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対応を講ずること。

(5) 出荷が制限されている全ての品目について、具体的な解除要件や解除に向けた手法を明示すること。特に、野生の山菜、きのこについては、採取可能な時期が限られていることに加え、検体量確保が困難であることなどを踏まえ、生態に即した現実的で具体的な解除要件を早急に示すこと。

また、野生鳥獣の肉については、解除要件である全市町村で3検体以上の確保は現実的に不可能であり、部分解除等を含め、より実態に即したものとすること。

(6) 放射性物質の除染については、生活や生産活動が再開できるよう、生活環境や公共インフラはもとより農地や農業用ダム・ため池及び森林に

至るまで迅速かつ着実に行うこと。

特に、避難指示区域等において住民帰還を早期に実現するためには、除染特別地域における直轄除染とインフラ復旧等を迅速かつ計画的に進める必要があることから、国は災害復旧事業等に先行した除染を実施すること。また、森林の除染については、方針を速やかに決定し、生活圈周辺だけでなく、住民生活に密接に関連する水源地の森林や、林業生産の場である森林等へ対象区域を拡大するとともに、放射性物質の拡散防止対策として、間伐及び木柵工等を除染方法として位置づけること。なお、森林整備と放射性物質の低減対策を一体的に実施する「森林・林業再生対策」について、汚染の状況に応じて事業対象区域を拡大するとともに、事業継続に必要な予算を確保すること。

更に、除染に伴い毀損した財物の原状回復費用を補償するとともに、除染に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

加えて、道路側溝汚泥の処分を推進するため、具体的かつ効果的な撤去及び処理方法を提示すること。また、除染に伴って生じる除去土壌等について、仮置場や一時保管場所から搬出できるよう、最終処分の方針を早急に示すとともに、その最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう、国が責任を持って対応すること。

(7) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壌等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。

また、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は通常の処分が可能とされているものの、処分場周辺の住民等の理解が得られないなど処分できない状況にあるとともに、暫定許容値以下であり流通利用が可能な下水汚泥や堆肥・樹皮等にあっても流通が滞留していることから、国の責任の下、実効性のある処理対策を講ずること。

なお、放射性物質に汚染された建設発生土等の処分に関しては、早急に処理方針を明確にした上で、処理基準を設けること。

更に、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発

生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

- (8) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微であるとして廃棄物処理法第 16 条の 2 第 3 号で例外的に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を余儀なくされている中、避難指示区域の見直し等が進められているものの、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物の出荷制限指示等による損害、更には農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、従業員の就業不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評被害対策、損害の賠償をはじめとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

- (1) 避難者が安心して生活できるよう、希望の持てる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活支援や絆の維持等のための取組の充実を図るとともに、生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

また、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、避難者向け借上住宅の住み替えに対する災害救助法の柔軟な運用や高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備や生活の再建に向けた支援の充実を図ること。

更に、避難者支援を行う地方公共団体等に対し、必要な財政措置を行うこと。

- (2) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

とりわけ外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対して、随時、正確な情報を発信するとともに、数次査証（ビザ）の導入拡大等海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

また、原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、WTO など国際機関の活用も含め、過剰な反応の抑制や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。加えて、これらの状況などについて、これまで国から説明が少なく、見通しが不透明であり事業者の不安が募る一方であることから、まずは国において、取組状況及び関係国の反応を関係道県に対してしっかりと説明し、これを継続して行うこと。

更に、道県や市町村、事業者等が実施する観光誘客事業や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などの風評被害対策事業に対する支援を充実すること。

- (3) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った十分な賠償が最後まで確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている被害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

更に、国策として原子力事業を推進してきた経緯や損害賠償が円滑に進んでいない現状を踏まえ、原子力損害賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。

財物損害に対する賠償において、未だに示されていない田畑や森林等の賠償基準を国が前面に出て早急に示すこと。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会において指針に早急に明記すること。

地方公共団体の損害に係る賠償について、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びそれらに係る人件費等についても、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

消滅時効への対応について、全ての被害者にとって不利益が生じることがないように立法による抜本的な救済措置等を講ずること。併せて、東京電力に対し、消滅時効の援用権を行使しないことを明確に示すよう指

導すること。

東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

(4) 原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情に鑑み、避難解除等区域の復興・再生、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(5) 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（通称「子ども・被災者支援法」）の基本方針については、地域の実情や地域住民の意向等を踏まえ適時見直すこと。

また、被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の実情等を踏まえた上で早期に実施するとともに、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

(6) 原子力発電所の事故による放射線の健康影響に対する住民の不安解消と長期にわたる健康管理を目的に、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用経費に対する財政措置を講ずること。

(7) 避難者の早期帰還を実現するため、「避難解除等区域復興再生計画」に位置づけた、道路等の広域インフラの整備を早急に進めるべく、社会資本整備総合交付金（復興）の拡充による必要な財源の確保など、特段の配慮をすること。

7. 大震災を踏まえた防災体制の強化

我が国の防災体制については、甚大な被害を受けた東日本大震災の経験を踏まえ、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行うことが重要です。

また、原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講ずる必要があることから、次の事項について強く要望します。

(1) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

(2) 甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤等の防災施設、避難路や多重防御を目的とした二線堤、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから、平成25年度の国の予算で計上された地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、平成26年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保すること。

併せて、新たな想定津波に対応する防潮堤における市街地の膨大な数の陸閘の一元的な制御等の高度管理システムの運用に対する財政措置を講ずること。

(3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路については、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を行うこと。

(4) 政府備蓄米には、災害支援用として供給する仕組みがあるにもかかわらず

らず、この度の震災では活用されなかった反省を踏まえ、迅速に被災地等へ供給できるよう見直すこと。

- (5) 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が福祉避難所を指定するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講ずること。

併せて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び災害時要援護者に配慮した「特定用途食品」等の確保体制を構築すること。

- (6) 大規模災害時において応援部隊の活動拠点、援助物資の搬出入拠点等となる広域防災拠点の整備に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリアを活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

- (7) 中核的な広域防災拠点の整備

広域災害時に救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に整備すること。

- (8) 災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など福祉・介護等の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要援護者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置づけること。

また、避難所等において、要援護者の相談援助や介護などを担う専門

- 職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを早急に構築すること。
- (9) 水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講ずること。
- (10) 私立学校施設の耐震化については、公立小・中学校に比べて国からの支援が十分なものとなっていないことから、補助率の引上げや補助対象の拡大など、施設整備に係る助成制度の充実を図ること。
- (11) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。
- (12) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。
- (13) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要な事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。
- (14) 災害救助法について、広域避難受入も想定し、期間制限や現物給付原則等の資金用途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。
- (15) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やか

に対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。

(16) 今後の大災害における被災リスクの最小化に向け、首都圏等に集中するデータセンターや生産拠点などの国内分散化を促進するための支援制度を拡充するとともに、首都行政機能の継続をはかるための代替拠点を全国に複数設けるなど、バックアップ体制の整備を加速すること。

(17) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。

(18) 緊急時対応における役割分担のあり方として、地方や民間の主体的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

(19) 全国各地におけるハード・ソフト対策を引き続き推進するため、事前防災・減災に資する事業について、確実な財源措置をすること。加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(20) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

(21) 原子力防災対策の推進

① 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保等、実効性のある原子力防災対策が実施できるよ

う、全面的な支援と財政措置を講ずること。

- ② 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所における万が一のシビアアクシデントに対応するため、高線量率の環境下において事故対応作業を実施するための関係法令を整備するとともに、国の責任において緊急時に原子炉を冷却する装備を持ち、自ら現場対応ができる部隊を設置すること。
- ③ 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。また、新規制基準の策定など原子力安全規制の取組状況や安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たしました。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、地球規模での経済活動・社会交流が進展する中で、特にアジアの力強い経済成長を我が国経済に取り込むためにも、日本海側と太平洋側を格子状に結ぶ災害に強い高速交通ネットワークの構築や空港・港湾施設等の機能強化が求められています。

北海道・東北地方の持続的な発展、更には、大規模災害時などに多重性（リダンダンシー）を確保する観点から、国の責任において、人・物の交流を活性化させ、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備を早急に推進することを提言します。

- (1) 必要な予算額を確保し、北海道・東北地方の「縦軸」と「横軸」となる高規格幹線道路等から構成される格子状骨格道路ネットワークの整備を加速すること。
- (2) 国内外を結ぶ旅客・物資輸送ネットワークと大規模災害時における相互補完性を確保する観点から、地方航空路線の維持・拡充及び空港・港湾施設等の一層の機能強化を図ること。
- (3) 地域内外を結ぶ鉄道ネットワークの強化と災害時における旅客・物資輸送ルートを確保する観点から、新幹線の整備促進、在来線の高速化の促進や老朽化施設の更新など、安全・安定輸送の確保を図ること。

9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んでいくためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本復興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところでは、

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置づけるとともに、強力で推進していくため、次の事項について強く要望します。

(1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

震災からの真の復興のためには、震災前の状態に戻すだけではなく、日本復興の象徴となる取組が求められるところであり、北上山地が国内候補地とされている世界最先端の素粒子研究の科学技術研究施設「国際リニアコライダー（ILC）」を核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市と、関連産業集積圏域（イノベーションコリドール）の形成を図ることが真の復興につながり、世界に開かれた復興の象徴的プロジェクトとなりうるものであることから、素粒子研究拠点の中核となるILCの日本誘致を国として正式決定するとともに、国として必要な支援を行うこと。

(2) 被災地沿岸地域における防災研究の促進及び拠点整備

震災からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、被災地沿岸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくための拠点を国が整備すること。

(3) 三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわた

る海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の速やかな復旧について、国が全面的な支援を行うとともに、海洋に関する物理、生物、地質、海底資源の広範な研究機能拠点を国が整備すること。

(4) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

震災及び原子力災害からの復興に向け、東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、浮体式洋上風力発電実証研究を着実に実施し、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点を整備するなど、東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

(5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

(6) 放射光施設の整備

我が国が東日本大震災からの復興を果たすとともに、今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーなど広範な分野での研究・開発を強力に支援する放射光施設の整備が有効であり、かつ放射光施設の空白域である東北地方に当該施設を整備することは、顕在化している全国的な技術開発ニーズの研究や学術的な研究の促進にとどまらず、北海道・東北地方に立地する企業の潜在需要の掘り起こしに繋がることから、放射光施設の東北地方への整備について特段の配慮を行うこと。

10. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が活発化しています。

一方、導入に際して、水利権の調整や環境アセスメントに係る規制等が依然として障壁となったり、既存の送電設備への接続条件や送電設備の追加投資に係る費用負担の不透明性が発電設備の投資判断の妨げとなって導入が進まない事例もあります。

加えて、固定価格買取制度では、従前の補助制度を活用した場合に比べ、初期投資の負担が大きくなり、資金調達力の劣る地域の企業等の新規参入は難しくなっています。

また、再生可能エネルギーの導入に当たっては、蓄電池などの安定化対策や送電線の強化などの対策を推進する必要があります。

更に、積雪寒冷地である北海道・東北地方においては、地中熱利用による暖冷房、融雪など熱エネルギーの利用を促進することも重要であるとともに、広い海岸線を持つ北海道・東北地方では海洋エネルギーの活用促進も重要です。

以上を踏まえ、次のとおり提言します。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る規制等を更に緩和すること。
- (2) 発電設備を導入しようとする者の投資判断が容易となるよう、電力会社に対し、接続条件等の明確化と早期の開示を促すこと。加えて、発電設備設置者の負担となっている系統までの費用負担を軽減できる措置を講ずること。
- (3) 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、国として蓄電池など系統連系の安定化対策に対する支援や北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化などの対策を講ずるとともに、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給を複線化する措置を講ずること。

- (4) 潮流・波力発電など、固定価格買取制度における海洋エネルギーの対象範囲の拡大を図るとともに、地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。
- (5) 風力発電や地熱発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、固定価格買取制度において、発電事業者が受けるべき利潤に特に配慮する期間（3年間）を、エネルギー種別ごとに、運用開始までに要する期間に応じて延長すること。
- (6) 地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講ずること。
- (7) 復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、木質をはじめとする未利用バイオマス資源の利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援に拡充すること。
- (8) 基幹産業である農林水産業の再生と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを同時に進めるため、農山漁村における再生可能エネルギーの活用促進に資する支援措置を講ずること。

